

厚生常任委員会資料

令和5年9月21日

病院局

【その他報告事項】

- 1 「宮崎県病院事業計画2021」の改定について 3 - 8
- 2 新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業費補助金の返還について 9 - 10

「宮崎県病院事業経営計画2021」の改定について

経営管理課

1 改定の趣旨

県立病院の経営に当たっては、令和4年3月に「宮崎県病院事業経営計画2021（以下「現計画」という。）」を策定し、良質な医療の提供と経営の健全化に取り組んでいる。

令和4年3月に、国から「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（以下「新ガイドライン」という。）」が示され、各公立病院においては、これを踏まえて「経営強化プラン」を策定し、病院事業の経営強化に総合的に取り組むこととされた。

そこで、新ガイドラインを踏まえ、現計画を改定することとし、経営強化に向けた取組を更に推進する。

○ その他報告事項

2 新ガイドラインの概要

【公立病院経営強化の必要性】

- 人口減少、少子高齢化等に伴う医療需要の変化により、持続可能な経営の確保が困難
- コロナ対応においては公立病院が中核的役割を果たし、感染症拡大時の対応における公立病院の役割の重要性を改めて認識
- 今後、医師の時間外労働上限規制への対応等、更に厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療体制を確保するため、限られた医療資源を地域全体で最大限活用するという視点を最も重視し、新興感染症拡大時等の対応という視点も持って、経営を強化していくことが重要

公立病院経営強化プランの内容等

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 策定時期 | 令和5年度中 |
| 2 | 計画期間 | 令和9年度まで |
| 3 | プランの内容 | (1) 役割・機能の最適化と連携の強化
(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革
(3) 経営形態の見直し
(4) 新興感染症等の感染拡大時に備えた平時からの取組
(5) 施設・整備の最適化
(6) 経営の効率化等 |

○ その他報告事項

3 改定の方針

新ガイドラインに適確に対応するとともに、今年度、県において策定予定の第8次医療計画や地域医療構想等の内容も踏まえ、必要な改定を行う。

新ガイドラインにおいて、「既に計画を策定している場合には、新ガイドラインの要請している事項のうち、不足している部分を追加又は別途策定することで足りる」とされていることから、現計画において新ガイドラインに対応していない事項について追加・修正等を行う。

【主な追加・修正事項】

- ①計画期間は、令和9年度までとする（現計画：令和3年度～令和7年度）。
- ②平時から、新興感染症等の感染拡大時の対応に必要な機能を備えておく取組を追記
- ③地域の中で県立病院が担うべき役割や機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する「機能分化・連携強化」に向けた取組を記載
- ④対象期間中の各年度の収支計画を明記
- ⑤臨床指標・経営指標について、経常収支比率及び修正医業収支比率を含む数値目標を設定するとともに、項目によっては各年度の数値目標を設定
- ⑥対象期間中に経常黒字化（経常収支比率100%以上）する数値目標を設定
対象期間中に経常黒字化する数値目標の設定が著しく困難な場合には、経常黒字化を目指す時期及びその道筋を記載

○ その他報告事項

4 「宮崎県病院事業経営計画2021」改定骨子（案）

第1章 計画の策定趣旨等

- 1 県立病院改革の経緯
- 2 病院事業経営計画2021策定及び改定の趣旨
- 3 計画の期間及び性格
- 4 計画の進行管理

第2章 「宮崎県病院事業経営計画2015」の成果と課題

- 1 基本方針に係る取組の成果と課題
- 2 経営目標に係る取組の成果と課題

第3章 県立病院を取り巻く環境の変化

- 1 医療ニーズの変化
- 2 地域医療構想の推進
- 3 働き方改革の進展
- 4 社会保障関係費の抑制
- 5 医療分野におけるデジタル化の進展

第4章 県立病院が果たすべき役割と機能

- 1 経営の基本的な考え方
- 2 公立病院経営強化ガイドラインに基づく要請
- 3 県医療計画等での位置づけ
 - (1) 5疾病にかかる役割・機能
 - (2) 6事業にかかる役割・機能
 - (3) 感染症対策等における役割・機能
 - (4) 医師の育成における役割・機能

第5章 県立病院の使命と役割・機能

《使命》

全县レベルあるいは地域の中核病院として、経営の健全性を維持しながら、県民に高度で良質な医療を安定的に提供する。

[役割と機能]

- (1) 多数の診療科の連携による総合性を活かした高度・急性期医療の提供
- (2) 社会的要請により政策的に対応する必要のある医療の提供
- (3) 中核病院として地域医療機関等との連携強化による医療の提供
- (4) 安定した経営基盤の確立による持続可能な医療の提供

第6章 今回計画の基本目標と具体的取組

- 医療における基本目標
県立病院のニーズに対応した医療機能の一層の充実と地域との機能分化・連携強化
- 経営における基本目標
経営健全化に向けた取組の強化（病院事業全体での資金収支の改善）
- 各県立病院における取組

○ その他報告事項

第7章 基本目標に係る具体的取組(医療)

- 1 質の高い医療の提供とそれを支えるスタッフの確保・充実
 - (1) 質の高い医療の提供
 - (2) 医療スタッフの確保・育成
 - (3) 働き方改革の推進と誰もが働きやすい環境整備
- 2 県民の命を守る医療分野の安定的かつ持続的な提供
 - (1) 救急医療提供体制の強化
 - (2) 大規模災害時における医療提供体制の強化
 - (3) 感染症への対応と通常医療との両立
- 3 安心・安全な医療の提供と患者サービスの向上
 - (1) 安心・安全な医療提供と患者・家族への支援機能の充実
 - (2) 病院機能のデジタル化による患者サービスと医療機能の向上
 - (3) 医療事故防止等の医療安全対策の推進
- 4 地域の医療機関との機能分化・連携強化と地域医療充実への貢献
 - (1) 地域の医療機関との機能分化・連携強化
 - (2) 地域医療充実への貢献
 - (3) 住民の理解のための取組

第8章 基本目標に係る具体的取組(経営)

- 1 業収支の改善
 - (1) 診療報酬制度への適切な対応による収益の確保
 - (2) 3病院一体となった費用削減
 - (3) 経営の見える化による安定的な事業運営の推進
- 2 適切な設備投資・更新
 - (1) 建物・施設等の整備
 - (2) 医療機器等の購入・更新
 - (3) 電子カルテシステムやデジタル化関連の投資
- 3 一般会計繰入金確保・不断の見直し 及びその算定基準
(収支計画)
※計画期間中の各年度の収支計画(病院事業全体)
(臨床指標・経営指標等)
※項目によっては、各年度の目標数値を設定

第9章 各県立病院の具体的取組

- ※各病院の具体的取組について記載
(収支計画)
※病院ごとに計画期間中の各年度の収支計画を明記
(臨床指標・経営指標等)
※項目によっては、各年度の目標数値を設定

第10章 今後の経営形態等の在り方

- 1 経営形態の在り方について
- 2 病院機能、病床数、他の医療機関との連携等の在り方について

○ その他報告事項

5 スケジュール

令和5年9月	・ 病院事業評価委員会（第1回） ・ 9月議会常任委員会	改定方針及び骨子（案）について説明 改定方針及び骨子（案）について報告
11月	・ 病院事業評価委員会（第2回）	計画（素案）について説明
12月	・ 11月議会常任委員会 ・ パブリックコメントの実施	計画（素案）について報告
令和6年2月	・ 病院事業評価委員会（第3回）	計画（案）について説明
3月	・ 2月議会常任委員会	計画（案）について報告

○ その他報告事項

新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業費補助金の返還について

経営管理課

1 概要

新型コロナ入院患者の受入に係る専用病床を確保する医療機関に対して交付される国庫補助金（以下「病床確保料」という。）の返還が生じたもの

2 経緯

- 令和4年 11月 ・会計検査院が令和3年度に実施した令和2年度病床確保料に係る実地検査において、一部の都道府県で病床確保料の返還事案があったことを公表
・国から県に対し自主点検の依頼があり、県立3病院について点検を実施し結果を報告
- 令和5年 2月 ・自主点検結果に基づき修正交付申請
- 令和5年 9月 ・国が都道府県毎の自主点検結果を公表

3 返還額

合計3,931万8千円（令和2・3年度分）

（単位：千円）

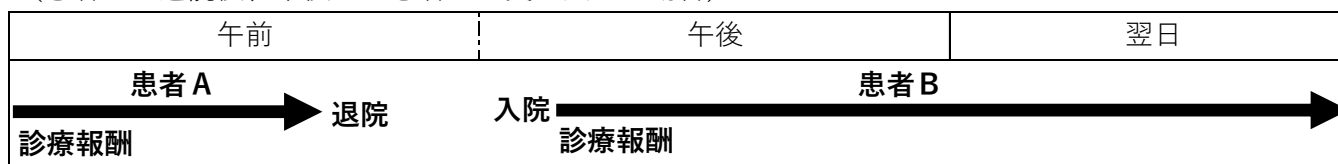
		宮崎病院	延岡病院	日南病院	計
令和2年度	補助実績	1,839,922	1,391,882	369,981	3,601,785
	うち返還額	8,990	3,108	1,562	13,660
令和3年度	補助実績	1,046,564	1,250,220	803,223	3,100,007
	うち返還額	12,986	7,844	4,828	25,658
計	補助実績	2,886,486	2,642,102	1,173,204	6,701,792
	うち返還額	21,976	10,952	6,390	39,318

○ その他報告事項

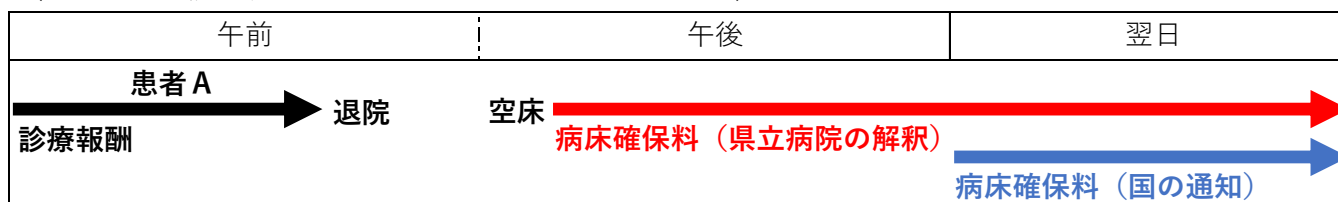
4 返還が生じた理由

病床確保料の対象となる期間について、患者の退院で生じた空床をコロナ対応のために確保した場合は、当日から病床確保料の対象になると認識していたが、令和4年5月に国から通知が発出され、患者の退院日は対象にならないことが明示されたことから返還となった。

(患者Aの退院後、午後から患者Bを受け入れた場合)



(患者Aの退院後、コロナ対応のために空床とした場合)



5 今後の対応

返還額が確定次第、適切に返還手続を進める。